

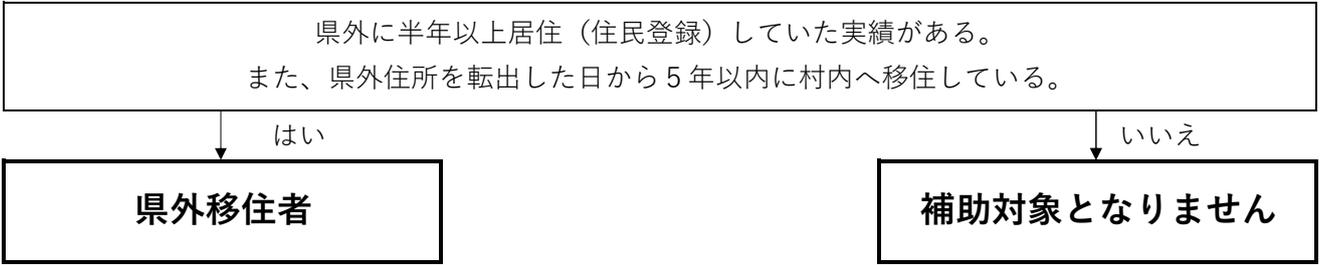
# 昭和村移住者住宅取得支援事業補助金 該当チェックシート

## ○基準日の確認

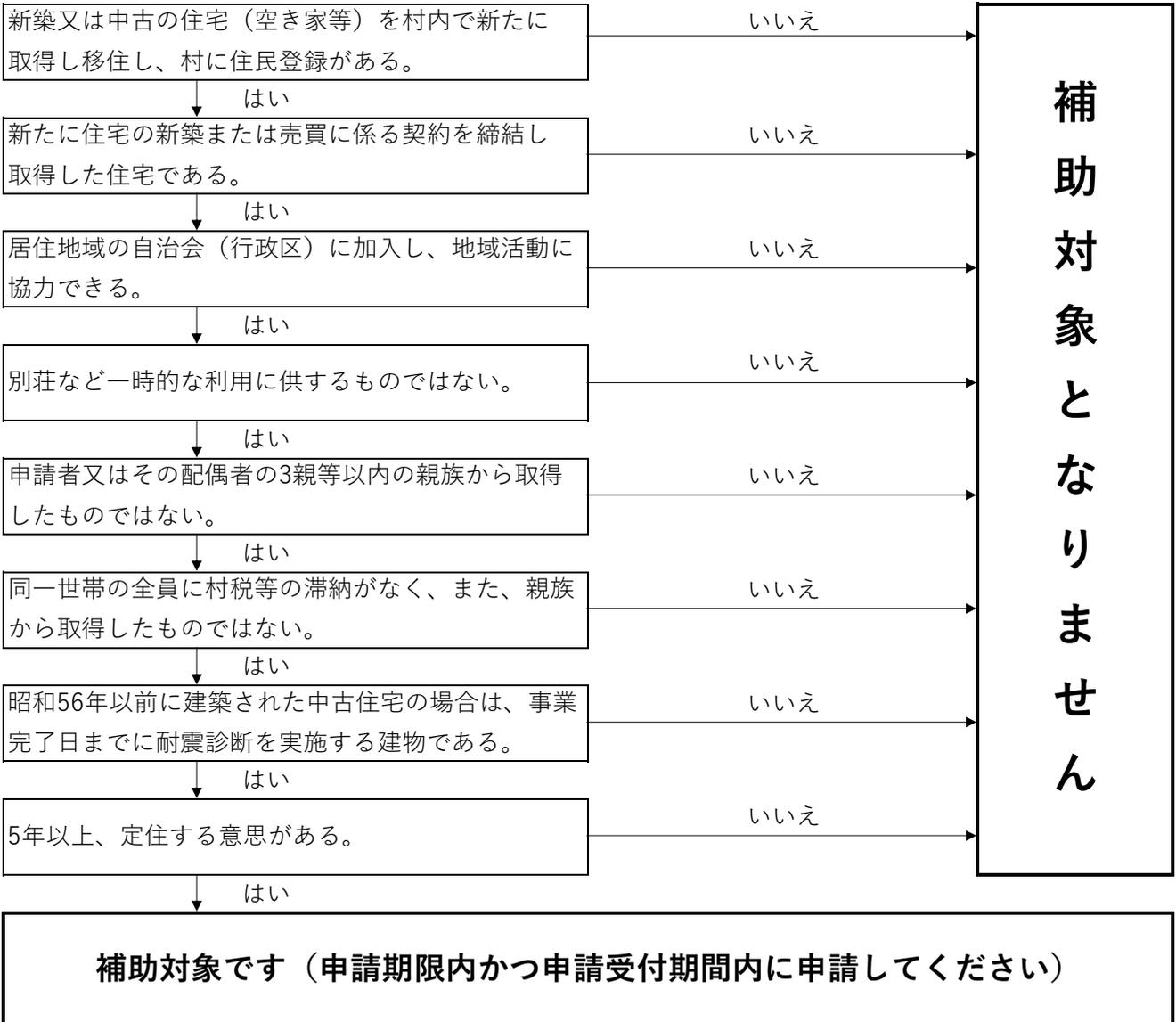
<b>基準日</b> ・所有権保存登記日又は所有権移転登記日	_____年 _____月 _____日
<b>申込期限確認欄</b>	新築： <u>上記基準日から1年以内</u> 中古： <u>上記基準日から1年以内</u> _____年 _____月 _____日

※ 令和4年4月1日以前の工事請負成約・売買契約である場合は、本補助金の該当にはなりません。

## ○移住者の判定



## ○要件の確認



※ 上記の要件を満たす場合でも、県・村の予算範囲外である場合は、当年度の補助金の交付ができない場合があります。

# 補助金額算定シート

## ○補助金額の算定

		村	県	補助金額
補助基本額		50万円	50万円	万円
若年世帯・ 子育て世帯 加算額 (いずれか)	世帯主の年齢が40歳未満かつ同居する配偶者がいること。	10万円	10万円	万円
	世帯内に中学生以下の子供がいること。			
村内就業 加算額	世帯内の者が村内へ就業すること。	10万円	10万円	万円

### 【算定上の注意事項】

- ・配偶者の有無・子供の有無は、基準日現在です。
  - ・補助金額は住宅取得費の[新築:1/2][中古:1/2]が上限です。
  - ・住宅取得費とは [新築:住宅の工事経費]、[中古:住宅の売買経費 等]です。
- ※ 登記に係る経費は対象外です。

合計  
万円



どちらか  
少ない額

上限額  
万円

住宅取得費 円	×	1/2	=	万円
------------	---	-----	---	----

## ○補助金の返還

- 次に該当する場合には、補助金交付決定を取り消し、補助金の全部または一部の返還を求めます。
- (1) 虚偽の申請またはその他不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
  - (2) 補助対象住宅の取得日から起算して5年以内の期間に、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。
  - (3) 補助金交付決定日から起算して5年以内の期間に、補助対象住宅の住所から異動があったとき。
  - (4) その他村長が相当の理由があると認めたとき。

お問合せ先 昭和村役場 産業建設課 観光交流係  
電話 0241-57-2124